

特定非営利活動法人こどもと子育ての杜
定 款

特定非営利活動法人こどもと子育ての杜定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人こどもと子育ての杜という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岐阜県岐阜市須賀3丁目23番15号アヴェニールエムズ102に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民に対して、地域の子育て支援及び地域交流に関する事業、持続可能で質の高い保育の実現及び保育者の社会的地位向上に関する事業等を行い、子育てのしやすい地域社会の実現と児童健全育成支援の質の向上及び保育者不足の解消を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 地域の子育て支援及び地域交流に関する事業
- (2) 持続可能で質の高い保育の実現及び保育者の社会的地位向上に関する事業
- (3) 障害児の保育及び教育支援に関する事業
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。

- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、若干名を副理事長とすることができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事長以外の理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

- 3 前2項の開催にあたり、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ）を使用することができる。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
- 2 前項の開催にあたり、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムを使用することができる。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品

- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く。）

- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

（合併）

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑則

（細則）

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	永田 恵実子
副理事長	村松 幹子
理事	山城 厚生
理事	永田 幸聖
理事	伊藤 茂美
理事	徳浪 芳江
理事	中野 恵子
理事	岩崎 千枝子
監事	井原 寛人
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | | | | | |
|-----|---------|------|--------|------|--------|
| (1) | 正会員入会金 | (個人) | 0円 | (団体) | 3,000円 |
| | 正会員年会費 | (個人) | 0円 | (団体) | 7,000円 |
| (2) | 賛助会員入会金 | (個人) | 1,000円 | (団体) | 3,000円 |
| | 賛助会員年会費 | (個人) | 3,000円 | (団体) | 7,000円 |

役員名簿

特定非営利活動法人こどもと子育ての杜

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	ながた えみこ 永田 恵実子		無
副理事長	むらまつ みきこ 村松 幹子		無
理事	やましろ あつたか 山城 厚生		無
理事	ながた ゆきまさ 永田 幸聖		無
理事	いとう しげみ 伊藤 茂美		無
理事	とくなみ よしえ 徳浪 芳江		無
理事	なかの けいこ 中野 恵子		無
理事	いわさき ちえこ 岩崎 千枝子		無
監事	いはら ひろひと 井原 寛人		無

設立趣旨書

1 趣旨

我が国では、育児放棄や児童虐待といった事件が多発しており、社会問題となっています。その理由の一つとして、核家族の増加に伴い、周囲に相談できる育児経験者がいなくなってしまうため、どうやって子どもを育てていいのかわからない親が増加していることが挙げられます。また、育児に追われるために地域との交流ができず、家にこもりきりでストレスがたまってしまう親も増えてきており、そのストレスが原因でうつ病やノイローゼとなってしまうケースも多々あります。このような問題を解決するためには、親の子育てを積極的に支援し、子育てに関する悩みの解決を行っていくと共に、育児をしている方々が地域住民とふれあうための機会を提供していく必要があると考えます。

したがって、私たちは、地域の子育て支援及び地域交流に関する事業を行い、子育てに関する情報を発信するとともに、助産師や保育士らと連携した子育て相談の場や親子交流の場となるコミュニティをつくり、子育てがしやすい地域づくりに寄与致します。

一方で、保育園や幼稚園等保育関連施設では、日夜多くの保育者が働いています。保育者は常に子どもたちのことを考え、どういった保育方法が子どもたちにとって最も良いかを考えながら試行錯誤をして保育を行っています。保育者は子どもたちの保育の他にも書類作成や保護者対応など業務は多岐にわたり多くの業務に対する疑問や悩みを抱えています。

しかし、保育者が疑問や悩みを持った際に解決できる場や手段はそこまで多くありません。そのため、保育者の方々は疑問や悩みを解決できず苦勞されている現状があります。このまま、保育者の方々が疑問や悩みを持ち続けることは保育者の離職に繋がり、子どもたちへの安心安全な教育にも影響を及ぼす可能性があります。

そこで、私たちは、持続可能で質の高い保育の実現及び保育者の社会的地位向上に関する事業として、保育者及び教育者向けセミナーや勉強会を開催することや、保育者不足の解消につながる対策を講じるための調査研究を継続的に実施して参ります。

さらに、障害児の保育及び教育支援に関する事業として、幼稚園、保育園等に通う発達に課題のある子どもたちとその保護者、さらにはそのような発達に課題のある子どもを受け入れる学校に対する支援、幼小接続を考える取り組みを実施して参ります。SLD児（限局性学習障害）など分かりにくい障害については、調査研究を継続的に実施致します。

開設にあたっては、契約締結の面など事業の遂行上法人格が必要となることと、行政や学校等との連携を進めるため、積極的に情報公開を行うことで社会的信用を高めていくことができる特定非営利活動法人が最適と考え、特定非営利活動法人こどもと子育ての杜を設立することにしました。

当法人は、広く一般市民に対して、地域の子育て支援及び地域交流に関する事業、持続可能で質の高い保育の実現及び保育者の社会的地位向上に関する事業等を行い、子育てのしやすい地域社会の実現と児童健全育成支援の質の向上及び保育者不足の解消を図り、もって広く公益に寄与することを目的とし、社会に貢献していきたいと考えております。

2 申請に至るまでの経過

令和7年8月22日午後1時より 発起人会を開き、設立の趣旨、定款、会費及び財産、令和7年度及び令和8年度の事業計画、活動予算、役員の案を審議し決定した。

令和7年9月5日午後1時より 設立総会を開き、発起人より設立の趣旨、定款、会費及び財産、令和7年度及び令和8年度の事業計画、活動予算、役員の案を提案し、審議の上決定した。

もって、特定非営利活動法人こどもと子育ての杜の設立を申請する。

令和7年9月5日

特定非営利活動法人こどもと子育ての杜

設立代表者 氏名 永田 恵実子

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人こどもと子育ての杜

1 事業実施の方針

設立初年度は、設立後の諸手続きや事業実施に向けて行政や保育所、学校等との連携体制を構築し、地域の子育て支援及び地域交流に関する事業、持続可能で質の高い保育の実現及び保育者の社会的地位向上に関する事業等を行い、子育てのしやすい地域社会の実現と児童健全育成支援の質の向上及び保育者不足の解消を図り、もって広く公益に寄与するため、下記事業を立ち上げ、推進する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
地域の子育て支援及び地域交流に関する事業	助産師及び保育士らと連携した児童健全育成を目的とした地域交流会、親子交流広場等の開催 発達にあった遊びなどの情報提供	(A)月1回 (B)岐阜県、静岡県 の公共施設 (C)7人	(D)子育て世帯 (E)20～30人/回	121
	ホームページやSNSによる子育てに関する情報提供	(A)通年 (B)法人事務所 (C)1人	(D)子育て世帯 (E)不特定多数	
持続可能で質の高い保育の実現及び保育者の社会的地位向上に関する事業	保育者及び教育者向けセミナー、研修会、勉強会の開催	(A)月1回 (B)岐阜県、静岡県 の公共施設 (C)2人	(D)保育者及び教育者 (E)30～40人/回	1,108
	保護者向け子育てセミナー	(A)1回 (B)静岡県の公共施設 (C)2人	(D)子育て世帯 (E)20～30人/回	
	保育に関する調査研究 (現職保育者、保育者を目指す学生や潜在保育者が保育者を辞める、諦めなくなる原因など保育環境の調査研究、保育者不足の解消に向けた対策を講じる)	(A)通年 (B)法人事務所 (C)7人	(D)子育て世帯、保育者及び教育者 (E)不特定多数	

障 害 児 の 保 育 及 び 教 育 支 援 に 関 す る 事 業	幼稚園、保育園等に通う発達に課題のある子どもについての幼小接続を考える取り組みとして、特に保育者の日々行われている支援方法などを移行先の学校に伝えるなどの支援	(A) 随時 (B) 岐阜県、静岡県 (C) 2 人	(D) 子育て世帯、小学校 (E) 不特定多数	110
	S L D 児 (限局性学習障害) など分かりにくい障害に関し、保育者の日々の保育方法を調査研究、ホームページ等で公表	(A) 通年 (B) 法人事務所 (C) 7 人	(D) 子育て世帯、保育者及び教育者 (E) 不特定多数	
	子どもの障害に不安を抱えている保護者向けに学習会、意見交換会などを開催	(A) 1 回 (B) 静岡県の公共施設 (C) 2 人	(D) 障害児の親 (E) 10 ～ 20 人 / 回	

令和8年度の事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人こどもと子育ての杜

1 事業実施の方針

令和8年度は、保育所、学校等と連携し、地域の子育て支援及び地域交流に関する事業、持続可能で質の高い保育の実現及び保育者の社会的地位向上に関する事業等を行い、子育てのしやすい地域社会の実現と児童健全育成支援の質の向上及び保育者不足の解消を図り、もって広く公益に寄与するため、下記事業を推進する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
地域の子育て支援及び地域交流に関する事業	助産師及び保育士らと連携した児童健全育成を目的とした地域交流会、親子交流広場等の開催 発達にあった遊びなどの情報提供	(A)月2回 (B)岐阜県、静岡県 の公共施設 (C)7人	(D)子育て世帯 (E)20～30人/回	353
	ホームページやSNSによる子育てに関する情報提供	(A)通年 (B)法人事務所 (C)1人	(D)子育て世帯 (E)不特定多数	
持続可能で質の高い保育の実現及び保育者の社会的地位向上に関する事業	保育者及び教育者向けセミナー、研修会、勉強会の開催	(A)月2回 (B)岐阜県、静岡県 の公共施設 (C)2人	(D)保育者及び教育者 (E)30～40人/回	3,291
	保護者向け子育てセミナー	(A)年4～5回 (B)岐阜県、静岡県 の公共施設 (C)2人	(D)子育て世帯 (E)20～30人/回	
	保育に関する調査研究 (現職保育者、保育者を目指す学生や潜在保育者が保育者を辞める、諦めなくなる原因など保育環境の調査研究、保育者不足の解消に向けた対策を講じる)	(A)通年 (B)法人事務所 (C)7人	(D)子育て世帯、保育者及び教育者 (E)不特定多数	

障 害 児 の 保 育 及 び 教 育 支 援 に 関 す る 事 業	幼稚園、保育園等に通う発達に課題のある子どもについての幼小接続を考える取り組みとして、特に保育者の日々行われている支援方法などを移行先の学校に伝えるなどの支援	(A) 随時 (B) 岐阜県、静岡県 (C) 2 人	(D) 子育て世帯、小学校 (E) 不特定多数	337
	S L D 児 (限局性学習障害) など分かりにくい障害に関し、保育者の日々の保育方法を調査研究、ホームページ等で公表	(A) 通年 (B) 法人事務所 (C) 7 人	(D) 子育て世帯、保育者及び教育者 (E) 不特定多数	
	子どもの障害に不安を抱えている保護者向けに学習会、意見交換会などを開催	(A) 年 4 ～ 5 回 (B) 岐阜県、静岡県の公共施設 (C) 2 人	(D) 障害児の親 (E) 1 0 ～ 2 0 人 / 回	

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人子どもと子育ての杜
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	240,000		
賛助会員受取会費	400,000	640,000	
2. 事業収益			
(1) 地域の子育て支援及び地域交流に関する事業収益	0		
(2) 持続可能で質の高い保育の実現及び保育者の社会的地位向上に関する事業収益	800,000		
(3) 障害児の保育及び教育支援に関する事業収益	0	800,000	
3. 受取寄附金等			
受取寄付金	200,000	200,000	
経常収益計			1,640,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	840,000		
法定福利費	0		
人件費計	840,000		
(2) その他経費			
会議費	6,000		
謝金	100,000		
旅費交通費	280,000		
通信運搬費	24,000		
広告宣伝費	9,000		
施設使用料	20,000		
新聞図書費	10,000		
支払手数料	0		
消耗品費	50,000		
その他経費計	499,000		
事業費計		1,339,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給与手当	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	4,000		
旅費交通費	4,000		
通信運搬費	24,000		
広告宣伝費	150,000		
地代家賃	0		
水道光熱費	0		
支払手数料	8,000		
消耗品費	24,000		
その他経費計	214,000		
管理費計		214,000	
経常費用計			1,553,000
税引前当期正味財産増減額			87,000
法人税、住民税及び事業税			70,000
当期正味財産増減額			17,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			17,000

令和8年度 活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人こどもと子育ての杜
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	290,000		
賛助会員受取会費	410,000	700,000	
2. 事業収益			
(1) 地域の子育て支援及び地域交流に関する事業収益	0		
(2) 持続可能で質の高い保育の実現及び保育者の社会的地位向上に関する事業収益	3,840,000		
(3) 障害児の保育及び教育支援に関する事業収益	0	3,840,000	
3. 受取寄附金等			
受取寄附金	400,000	400,000	
経常収益計			4,940,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	2,520,000		
法定福利費	0		
人件費計	2,520,000		
(2) その他経費			
会議費	6,000		
謝金	320,000		
旅費交通費	840,000		
通信運搬費	72,000		
広告宣伝費	9,000		
施設使用料	64,000		
新聞図書費	10,000		
支払手数料	0		
消耗品費	140,000		
その他経費計	1,461,000		
事業費計		3,981,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給与手当	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	4,000		
旅費交通費	12,000		
通信運搬費	60,000		
広告宣伝費	0		
地代家賃	600,000		
水道光熱費	144,000		
支払手数料	60,000		
消耗品費	6,000		
その他経費計	886,000		
管理費計		886,000	
経常費用計			4,867,000
税引前当期正味財産増減額			73,000
法人税、住民税及び事業税			70,000
当期正味財産増減額			3,000
前期繰越正味財産額			17,000
次期繰越正味財産額			20,000

令和7年度 活動予算書の注記

特定非営利活動法人こどもと子育ての杜

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日2017年12月12日最終改正NPO法人会計基準協議会）によっています。

2. 事業別損益の状況

(単位：円)

科目	地域の子育て支援 及び地域交流に関 する事業	持続可能で質の高 い保育の実現及び 保育者の社会的地 位向上に関する事 業	障害児の保育及び 教育支援に関する 事業	事業費計	管理部門	合計
I 経常収益						
1. 受取会費	0	0	0	0	640,000	640,000
2. 事業収益	0	800,000	0	800,000	0	800,000
3. 受取寄附金	0	0	0	0	200,000	200,000
経常収益計	0	800,000	0	800,000	840,000	1,640,000
II 経常費用						
(1) 人件費						
役員報酬	0	0	0	0	0	0
給料手当	0	840,000	0	840,000	0	840,000
法定福利費	0	0	0	0	0	0
人件費計	0	840,000	0	840,000	0	840,000
(2) その他経費						
会議費	2,000	2,000	2,000	6,000	4,000	10,000
謝金	40,000	50,000	10,000	100,000	0	100,000
旅費交通費	40,000	160,000	80,000	280,000	4,000	284,000
通信運搬費	8,000	8,000	8,000	24,000	24,000	48,000
広告宣伝費	3,000	3,000	3,000	9,000	150,000	159,000
地代家賃	0	0	0	0	0	0
水道光熱費	0	0	0	0	0	0
施設利用料	8,000	10,000	2,000	20,000	0	20,000
新聞図書費	0	10,000	0	10,000	0	10,000
支払手数料	0	0	0	0	8,000	8,000
消耗品費	20,000	25,000	5,000	50,000	24,000	74,000
その他経費計	121,000	268,000	110,000	499,000	214,000	713,000
経常費用計	121,000	1,108,000	110,000	1,339,000	214,000	1,553,000
当期経常増減額	-121,000	-308,000	-110,000	-539,000	626,000	87,000

令和8年度 活動予算書の注記

特定非営利活動法人こどもと子育ての杜

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日2017年12月12日最終改正NPO法人会計基準協議会）によっています。

2. 事業別損益の状況

(単位：円)

科目	地域の子育て支援及び地域交流に関する事業	持続可能で質の高い保育の実現及び保育者の社会的地位向上に関する事業	障害児の保育及び教育支援に関する事業	事業費計	管理部門	合計
I 経常収益						
1. 受取会費	0	0	0	0	700,000	700,000
2. 事業収益	0	3,840,000	0	3,840,000	0	3,840,000
3. 受取寄附金	0	0	0	0	400,000	400,000
経常収益計	0	3,840,000	0	3,840,000	1,100,000	4,940,000
II 経常費用						
(1) 人件費						
役員報酬	0	0	0	0	0	0
給料手当	0	2,520,000	0	2,520,000	0	2,520,000
法定福利費	0	0	0	0	0	0
人件費計	0	2,520,000	0	2,520,000	0	2,520,000
(2) その他経費						
会議費	2,000	2,000	2,000	6,000	4,000	10,000
謝金	120,000	160,000	40,000	320,000	0	320,000
旅費交通費	120,000	480,000	240,000	840,000	12,000	852,000
通信運搬費	24,000	24,000	24,000	72,000	60,000	132,000
広告宣伝費	3,000	3,000	3,000	9,000	0	9,000
地代家賃	0	0	0	0	600,000	600,000
水道光熱費	0	0	0	0	144,000	144,000
施設利用料	24,000	32,000	8,000	64,000	0	64,000
新聞図書費	0	10,000	0	10,000	0	10,000
支払手数料	0	0	0	0	60,000	60,000
消耗品費	60,000	60,000	20,000	140,000	6,000	146,000
その他経費計	353,000	771,000	337,000	1,461,000	886,000	2,347,000
経常費用計	353,000	3,291,000	337,000	3,981,000	886,000	4,867,000
当期経常増減額	-353,000	549,000	-337,000	-141,000	214,000	73,000